

「法律知識」と
「こころ」を
使って仕事をします。

あなた的人生を、
より
あなたらしく



あいおい法律事務所

<https://www.aioi-law.com/>

アクセス

電車でお越しの場合

- JR 神戸線「神戸」駅
中央口(南口)より 東へ徒歩5分
- 阪急 / 阪神「高速神戸」駅
14号2出入口または15号出入口より 東へ8分
- 阪神 神戸高速線「西元町」駅
防災ビル(西側)出入口より 西へ徒歩3分

車でお越しの場合

- 国道2号線 弁天町(交差点)を北側に、
神戸中央郵便局前(交差点)を左折してすぐ



〒650-0025

神戸市中央区相生町1丁目2番1号 東成ビル4階
TEL: 078-371-2060 FAX: 078-371-2032

相談のご予約もホームページから行えます。
まずはお問合せください。

あいおい法律事務所

検索



ごあいさつ

同じ景色を見ても、感じることがみな違うように、幸せの形も、一人ひとり、違っていていいのです。

地図を持たずに歩く“人生の森”は大きくて、ときには道に迷ったり、小さな石でつまずいたり。

思わぬところで、

誰かとぶつかることもあるかもしれません。

私たち弁護士は、

そんな“人生の森”をともに歩む案内人です。

あなたの人生を、よりあなたしく輝かせるため、「法律知識」と「こころ」を使って仕事をしています。

2002年12月、当事務所を設立いたしました。

地域の皆様の身近な相談相手となることを目指して、所在地の相生町にちなんで「あいおい法律事務所」と名付けました。

事務所運営の理念は、仕事を通じて、「すべての市民が個人として尊重され、基本的人権と平等を実現する」ことです。

所属する弁護士が、それぞれに得意分野を持ち、誠実かつ熱心に取り組んでいます。

弁護士紹介

弁護士 藤原 精吾(ふじわら せいご) 1967年登録

「社会正義と人権」をめざし弁護士に。長年の経験があなたの問題解決に役立つと思います。

弁護士 宗藤 泰而(むねとう たいじ) 1979年登録

自らの配転無効裁判の経験を元に、どんな事件も決して手を抜かず、当事者とともに40年歩んできました。

弁護士 白子 雅人(はくしまさと) 1997年登録

民間会社で11年働いて弁護士に。県・弁護士会副会長経験。事前検討をして相談に臨み、何か指針を得て事務所からお帰りいただけるように努めています。

弁護士 大槻 優子(おおつき のりこ) 1999年登録

どんな事案でも、まずはじっくりとお話を伺います。ともに悩み、ともに闘う弁護士でありたいと思っています。

弁護士 濱本 由(はまもと ゆかり) 2006年登録

家事・一般民事事件等様々な事件を扱っています。親しみやすい弁護士でありたいです。二児の母。

弁護士 吉江 仁子(よしえ きみこ) 2006年登録

依頼者が、「自分で決めて事件を解決した」と思えるような情報提供・方針の選択・決定を心がけています。



どんなことでお悩みでしょうか?



相続・遺言



離婚・
家族・子ども



交通事故



借金・
多重債務



労働問題

労災(過労死)/
不当解雇 / 他



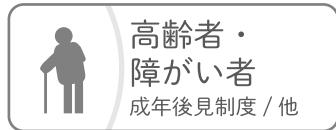
医療過誤



消費者被害



住まいの問題



高齢者・
障がい者
成年後見制度 / 他



行政事件

年金(遺族・障害・老齢)/
生活保護/他



刑事弁護



犯罪の被害に
あわれた方の支援



中小企業法務・
顧問契約



ホームロイヤー
契約

※個人向け「かかりつけの弁護士」

上記以外のご相談も
お力になれるかもしれません。
一度ご連絡ください。

ご相談の流れと費用

1. 弁護士費用

弁護士にお支払いいただく費用には、「相談料」「着手金」「報酬」「事務処理実費」「日当」などがあります。

当事務所では、(旧)日本弁護士連合会報酬等基準に則り、具体的な金額は、弁護士が、事件内容を把握したうえで、ご依頼者と話し合い決定いたします。

2. ご相談の流れ

1. ご予約

当事務所の法律相談は完全予約制です。

2. 法律相談の実施

弁護士が面談で詳しい事情や状況を伺います。

3. ご依頼

後日依頼することも可能です。

4. 解決へ

事件が終結すると、成功報酬、
事件に要した費用をご説明します。

弁護士費用については、日本司法支援センター(法テラス)の立替払制度(無利子・分割払い)を利用できる場合がありますので、お気軽にご相談ください。

法律相談は問題解決の「はじめの一歩」です

法律相談だけで解決できるケースは多くあります。



相続・遺言

「親族が亡くなった後の相続手続がわからない」
「遺産分割でもめている」
「自分の死後の紛争を避けるべく、
遺言を作つておきたい」
相続は複雑で、トラブルが生じることも
多くあります。まずはお早めにご相談ください。



離婚・家族・子ども

「夫(妻)との仲が悪く子供に影響が」
「離婚したいけど生活が不安」等、
家庭内の悩みはつきません。
皆様の状況に応じて最も適切な解決策を
助言いたします。



年金問題

思うように収入が得られない高齢者や
障がい者にとって、年金は暮らしの基礎です。
しかし年金制度は複雑で、国民には
わかりにくく、不支給に泣く人も多いです。
年金問題のエキスパートとして相談、援助します。



刑事弁護

弁護士は、夜間、休日も含めて、身柄拘束
されている方と早期の秘密接見(面会)を行い、
事件と権利や手続の説明や助言をします。
相手方との示談交渉、外部の方との
適法な連絡等も行います。
早期の相談が何よりも重要です。



成年後見制度

成年後見制度とは、認知症等で判断能力が
低下した方の権利を守るため、財産管理等の
援助者を裁判所が選び、支援する手続です。
元気なうちに将来の援助者を選べる
任意後見制度もあります。詳しくご助言します。

まずは、お気軽にご相談ください。

私たちが取り扱ってきた事件簿

H 通信過労死労災認定事件

Aさんは、携帯電話などの販売会社で、営業やクレーム対応の課長でした。早朝自宅で、心筋梗塞を発症し、救急車で運ばれましたが33歳の若さで亡くなりました。

Aさんは、子供の頃から病気をした事もなく、野球やサッカーで体を鍛え、体力もありガッチリし体格でした。解剖医は『この若さでここまで冠動脈が狭窄した方を診るのは初めてです。この年齢からは考えられない』と語りました。

Aさんは、入社以来、厳しい営業ノルマで尻をたたかれ、成績が上がらなければ叱られ、長時間働くのが当たり前でした。その中で課長に昇進し責任がさらに重くなった矢先、「不正契約問題」で会社が揺れ、深夜に及ぶ事情聴取を受けるなど、Aさんの心身負担は、さらに大きくなっていました。

まだ若い息子の突然死に、両親は過酷な業務によるものと考え、当事務所に相談されました。何度も打ち合わせを重ね、関係者の聞き取りなども行って、労基署に労災保険の請求を行いましたが、不支給との決定が出ました。長時間労働や職場のストレスはなかったという会社の証言を鵜呑みにしたのです。

納得できない両親は、大阪地裁に不支給処分を争う裁判を起こしました。私たちは、職場の元同僚から証言を集め、会社のコンピュータ内のデータを証拠保全して労働時間や上司とのやりとりを立証しました。



提訴から2年半、裁判所はAさんの死亡は業務に起因するとして不支給処分を取消す判決を出しました。

裁判所は、私たちが依頼した協力医の意見書を採用し、国が提出した不支給決定の根拠となった専門医の意見書の内容を認めませんでした。

そのうえで、Aさんの長時間労働の事実を認定し、通常6ヶ月のところ、3年前に溯る勤務実態を精査し、長期間の心身ストレスが心筋梗塞を発症させたと認定しました。

その後、両親は、会社に対する損害賠償請求も行い、労災保険でカバーされない慰謝料も支払われました。

Aさんのご両親は、裁判を通じて息子の無念をはらし、息子の恨みをはらすだけでなく、過労死で大切な家族をなくすことのない社会に変えていくことの大切さを訴えました。

Aさんのような事例が二度と発生しないことを願い、全国に「過労死防止センター」が結成されました。私たち弁護士は兵庫県のメンバーとして労働行政や会社での働きかたを変えるシンポジウムや相談活動、これから社会に出て行く若者の教育活動などに参加しています。

Q&A

——よくあるご質問——

Q. 相談予約はどうすればできますか？

A. 事務所にお電話いただか、HPの「ご相談予約申込み」からご予約ください。お電話の場合は、氏名、連絡先、大まかな相談内容をお話しいただければ、折り返し弁護士との相談日、時間をご連絡いたします。
受付時間は月曜から金曜(平日)の午前9時～午後5時までです。

Q. 相談ができるのは平日だけですか？ 時間外の相談は？

A. 相談は、原則として、月曜から金曜(平日)の午前10時～午後5時までとさせていただいておりますが、ご都合がつかない場合は予約時にお申し出ください。できるだけ対応させていただいております。

Q. 相談だけでもいいのですか？

A. 大丈夫です。

法律家の見解を聞きたい、紛争解決手段として、選択可能な手続を知りたい、解決の見通しなどについてのご相談も承ります。

Q. 相談料はどのくらいかかりますか？

A. 相談料は、原則として、30分単位で5,500円(消費税込)をお願いしています。

また、相談者の方の収入等が一定の条件に合致する場合は、日本司法支援センター(法テラス)の制度を利用して、ご本人のご負担なく相談を受けることができますので、予約時にご相談ください。

Q. 弁護士に依頼するメリットは、なんですか？

A. 交渉や訴訟は、精神的にも、時間的にも負担がかかることがあります。弁護士にご依頼いただければ、あなたの代理人として、弁護士が交渉や訴訟手続を行いますので、これらの負担が軽くなります。また、裁判手続などは、進め方や法律的な手続など、専門的知識が必要とされますので、弁護士を活用することによって、問題をより迅速かつ的確に処理することができます。

Q. 相談したことや内容が人に知られる心配はありませんか？

A. 弁護士にも、法律事務所職員にも「守秘義務」がありますので、ご相談に来られたことやご相談内容等について外部に漏れることはできません。安心してご相談ください。